

大牟田市

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』

(以下【建設リサイクル法】という)

通知書の手引き

目次

1	対象となる工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	通知に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
3	通知書等の提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
4	変更通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
5	工事途中における届出・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
6	通知書の通知日等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
7	通知書の提出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
8	分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材・・・・・・・・	P2

1 対象となる工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額 ※3 1 億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額 ※3 500 万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

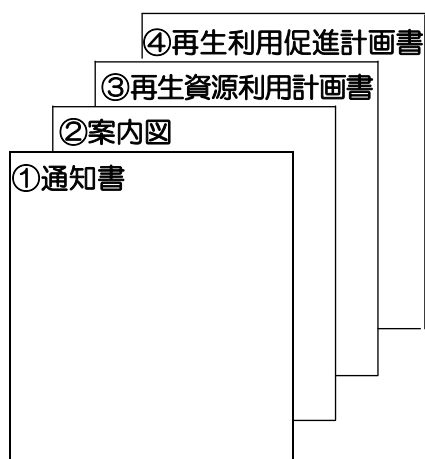
※3 請負代金の額には消費税を含む

【建設工事に係る資材の再資源化に関する法律】

2 通知に必要な書類等

- ① 通知書
- ② 案内図（住宅地図等）
- ③ 再生資源利用計画書
- ④ 再生利用促進計画書

書類は原則A4サイズです。また、A4サイズ以外の書類は、A4サイズ折りとして下さい。



3 通知書の提出部数

通知書の提出部数は、建築住宅課用・福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課用・通知者控えの3部です。

4 変更通知

公共工事は変更通知の必要ありません。

国土交通省【建設リサイクル法質疑応答集】Q65

5 工事途中における通知

対象建設工事でない工事が工事変更等により対象建設工事となった場合は、速やかに通知を行う必要があります。

6 通知書の通知日等

工事着手の前までに通知書を提出してください。

【工事着手とは？】

実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は、仮設工事を始める日）である。

現場での除草などの準備工事については、工事着手に含まなくてもよい。

また、工事着手の日は、契約書に記載されている工期どおりでなくても差し支えない。

国土交通省【建設リサイクル法質疑応答集】Q50

7 通知書の提出の流れ

大牟田市建築住宅課に、通知書3部を提出して頂きます。それらに受付印を押印した後、1部を返却します。1部を建築住宅課が保管し、1部を南筑後保健福祉環境事務所環境指導課へ建築住宅課から郵送します。

8 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート

間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC 版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し形成版)	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(MDF)	JIS A 5905	○	木材
繊維板(ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの